

社会福祉法人聖会

役員報酬等支給基準

(総則)

第1条 この基準は、社会福祉法人聖会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の種類)

第2条 役員に支給する報酬等は、その勤務形態に応じ、次の号に定めるものとする。

- (1) 常勤役員 月額報酬
- (2) 非常勤役員及び評議員 別に定める報酬

(報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に支給する月額報酬は、別表第1に定める額とする。

2 非常勤役員及び評議員に支給する報酬は別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員の月額報酬の支給日は毎月15日とする。但し、その日が休日又は土曜日にあたる時は、その日前において、その日に最も近い休日又は土曜日でない日に支給する。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、4月から翌年3月までの分を翌年度に初めて行われる理事会もしくは評議員会にて支給する。

3 報酬等は法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第5条 この基準の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規則は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表第1 (常勤役員)

理事長	月額 880,000円
施設長	支給しない

別表第2 (非常勤役員及び評議員)

日当報酬	理事会・評議員会等への出席	1回	3,000円
交通費	支給しない		